



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 26 日(月)
第 8 8 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定 (757) (医療指導課) 2
	知事指定薬物の指定の失効 (758) (〃) 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (759) (会計指導課) 3
◇ 公 告	生産事業者講習会の開催 (森林づくり推進課) 3

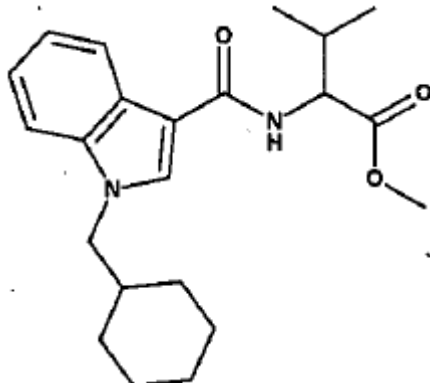
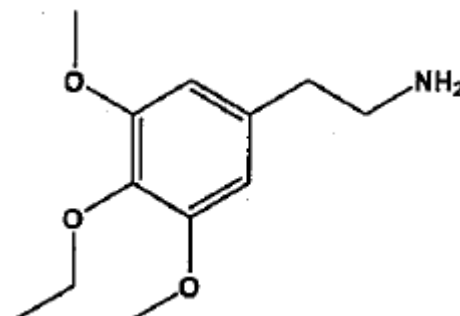
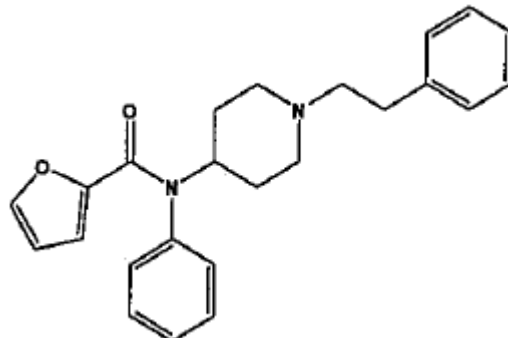
告 示

鳥取県告示第757号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
28-知(1)-9	AMB-CHMICA、 MMB-CHMICA	メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類 
28-知(1)-10	Escaline	2-(4-エトキシ-3,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類 
28-知(1)-11	Furanylfentanyl、Fu-F	N-(1-フェニルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド及びその塩類 

鳥取県告示第758号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定

薬物の指定が失効したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
28-知(1)-8	O c f e n t a n i l、A-3217	平成28年11月4日	平成28年11月11日

鳥取県告示第759号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成28年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
65	山陰合同銀行河原支店	名称	山陰合同銀行河原支店	山陰合同銀行河原出張所	平成29年1月23日
71	山陰合同銀行青谷支店	〃	山陰合同銀行青谷支店	山陰合同銀行青谷出張所	〃

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成28年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年2月24日（金）午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林水産部林業試験場

3 科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成29年2月6日（月）までに住所地を管轄する県地方事務所を經由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章